

令和9・10年度県営建設工事競争入札参加資格審査基準

※令和9年2月の資格審査時に適用 ※朱書は現行基準からの変更箇所

- ・ 岩手県が発注する工事の入札に参加しようとする者は、あらかじめ県が定める入札参加資格基準に係る審査を受け、「県営建設工事競争入札参加資格者名簿」に登録されていることが必要である。
- ・ 名簿の有効期間は、令和9年6月1日から2年間である。

I 申請要件

1 申請者の欠格要件

① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項(政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)の規定に該当する者(成年被後見人、被保佐人、暴力団等)

② 「県営建設工事の請負契約に係る条件付一般競争入札又は指名競争入札参加者の資格等に関する規程」(昭和56年岩手県告示第412号)第10条第1項第2号又は第3号の規定により資格を取り消され、当該取消しの日から2年を経過しない者

③ 岩手県の県税、法人税又は申告所得税、消費税及び地方消費税を滞納している者

④ 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の適用事業所にもかかわらず未届(未加入)の者

⑤ 岩手県暴力団排除条例(平成23年岩手県条例第35号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者

2 工事種別毎の欠格要件

① 申請する工事種別に対応する建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)の規定による許可を受けていないとき

② 経営事項審査の審査基準日(決算日)が、申請書を提出する日の前々年の10月1日から前年の9月30日までの期間に属する総合評定値通知書を有していないとき

③ ②の経営事項審査において、申請する工事種別の完成工事高がないとき

④ 申請する工事種別が、土木工事、建築一式工事、電気設備工事、管設備工事及び舗装工事にあっては、その工事種別に対応する建設業の許可を受けた法第3条第1項に規定する営業所を岩手県内に有していないとき

⑤ 工事現場ごとに主任技術者又は監理技術者を専任で配置できる状況にないとき

⑥ 申請する工事種別が、土木工事、建築一式工事、電気設備工事、管設備工事及び舗装工事にあっては、技術者数要件表に掲げる技術者数の最下位等級の要件を満たしていないとき

II 総合点数＝経営事項評価点数(建設業法による全国一律の評価)＋技術等評価点数(岩手県独自の評価) ※最高点数2,867点

1 経営事項評価点数(経書の総合評定値) ※最高点数2,159点

「経営事項審査」

○ 国、地方公共団体などが発注する公共工事を直接請け負おうとする建設業許可業者が必ず受けなければならない審査である。(建設業法第27条の23)

○ 審査項目等は、全国一律の基準で決められている。

○ 経営規模、経営状況、技術力、社会性等の各項目を審査し、審査結果は基準に基づき点数化される。

○ 公共工事の各発注機関は、競争入札参加資格審査を行う際に、経営事項審査の審査結果を客観点数として用いている。

2 技術等評価点数(県独自の評価) ※最高点数708点

(1)施工能力

① 工事成績評価
工事種別ごとに、令和2～7年度(過去6年間)の工事成績を用いて算定する。
$$X = \left[\frac{(\text{工事A成績} \times \text{契約額}) + (\text{工事B成績} \times \text{契約額}) \cdots}{\text{工事A契約額} + \text{工事B契約額} + \cdots} - 65 \right] \times 5 + \alpha$$

α 点1点～100点(工事成績6年平均75点～100点に応じて加算)

② 令和7～8年度に岩手県の優良県営建設工事表彰を受賞している場合

③ 令和7～8年度に岩手県の優良下請負企業表彰を受賞している場合

④ 優秀施工者岩手県知事表彰の受賞者を雇用している場合

⑤ 令和7～8年度に東北地方工事安全施工推進大会の優良企業(現場代理人)の表彰を受賞している場合

⑥ 令和7～8年度に除排雪業務の受託又は緊急修繕業務を実施している場合
ア 国土交通省、県、県内市町村、高速道路会社から道路、港湾、空港、漁港の除排雪業務(融雪剤散布を含む)を受託した場合(下請含む)

イ 県又は県内市町村(一部事務組合及び公の施設の指定管理者を含む)の要請に基づき、緊急修繕業務(災害対応を除く)を実施した場合(下請含む)

① 令和6～7年度に岩手県又は建設関係団体が実施する災害対応訓練(家畜伝染病対応訓練を含む)に参加した場合

② 令和6～7年度に災害緊急時における巡回パトロールや援助、救援活動等(家畜伝染病対応を含む)の協力を行った場合

③ 地域貢献活動等(ア～エについては令和6～7年度、オについては令和9年1月31日現在)を行った場合
ア 地域の社会資本の現況把握(道路清掃、花壇整備等環境美化など)
イ 地域の建設業を担う次世代育成支援(就業体験受入など)
ウ 地域への技術力の還元(公共施設除雪、グラウンド整備など)
エ その他地域貢献活動(地域のイベント等協力、交通安全運動参加など)
オ 消防団員雇用

④ 障がい者を雇用している場合(ただし、障害者の雇用の促進に関する法律に基づき、障害者雇用義務がある場合は、法定雇用率達成の場合に限り加点)

⑤ 建設業に従事している職員を雇用している場合
令和7年1月1日～令和8年12月31日までに採用された者は更に加点((3)②新卒者の継続雇用対象者を除く。)

(3)経営意欲

① いわて地球環境にやさしい事業所認定制度の認定区分★★★★～★★★★★を受けている場合(ただし、経営事項評価点数にてISO14001認証取得加対象者を除く。)

② 新卒者の継続雇用
以下に掲げる者を令和7年2月1日～令和9年1月31日までの間に採用し、令和9年1月31日まで継続して常時雇用している場合
ア 中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校中学部若しくは高等部、大学、大学院、短期大学、高等専門学校又は専修学校を卒業後3年以内の者
イ 公共職業能力開発施設又は認定高等職業訓練校(在職者訓練を除く)を修了後3年以内の者

③ 新分野進出
ア 岩手県の新分野進出等表彰
(ア) 最優秀賞
(イ) 優秀賞
イ 岩手県の新分野進出等奨励企業認定

④ 一般事業主行動計画を策定している場合

⑤ いわて子育てにやさしい企業等認証取得

⑥ いわて女性活躍認定企業等(ステップ2)認定取得

⑦ いわて健康経営認定事業所認定取得

⑧ 週休2日制による4週8休の達成
ア 令和6・7・8年度に完成した国、県、県内市町村発注工事において、週休2日相当(4週8休)の取組を実施し、発注者から証明書が発行されている場合
イ 就業規則等で、技術系職員を含めた従業員の休日を4週8休又は年間105日以上と規定し、労働基準監督署に届け出ている事業者

(4)法令遵守

① 令和7～8年度に指名停止措置を受けた場合

② 令和7～8年度に入札参加資格の認定取消しを受けた場合

③ コンプライアンスの取組み(ア～エ)のいずれかを実施していない場合
(上位等級に格付けられるための必要要件)
→ ア～エすべてを実施していること
ア コンプライアンス・マニュアル作成
イ コンプライアンス担当部署・担当者設置
ウ 従業員通報窓口設置
エ 令和7年2月1日～令和9年1月31日の間に、研修会等実施(外部研修を役員又は従業員が受講した場合は、伝達研修等を実施し、社内で広く共有することを義務付ける。)

(5)その他
申請時における希望等級の申告(県内業者のみ)
資格審査申請時に、希望する等級別区分(格付)の申告を受け付け、本来の等級別区分と希望する等級別区分のうちいずれか低いほうの等級別区分を適用する。

III 合併等特例措置

① 県内企業による合併等については、申請による総合点数(＝経営事項等評価点数＋技術等評価点数)に、その点数の10%相当を一律に加算して算出する。

IV 技術者数要件(平成21年6月～)

業種	格付	資格の名称	要件
土木	特A級	土木施工管理技士等	15(15)
	A級	〃	12(5)
	B級	〃	6(3)
	C級	〃	3(1)
建築一式	A級	建築施工管理技士等	8(4)
	B級	〃	5(1)
	C級	〃	3(0)
電気設備	A級	電気工事施工管理技士等	6(3)
	B級	〃	3(1)
管設備	A級	管工事施工管理技士等	5(2)
	B級	〃	3(1)
舗装	A級	土木施工管理技士等	8(4)
		舗装施工管理技術者	1(1)
	B級	土木施工管理技士等	3(1)
		舗装施工管理技術者	1(0)

※ 括弧内は1級技術者の数であること。

V 発注標準金額(令和3年6月～)

業種	格付	発注標準金額(税込)
土木	特A級	3億5,000万円以上
	A級	6,000万円以上
	B級	2,500万円以上6,000万円未満
	C級	2,500万円未満
建築一式	A級	6,500万円以上
	B級	2,500万円以上6,500万円未満
	C級	2,500万円未満
電気設備	A級	2,500万円以上
	B級	2,500万円未満
管設備	A級	2,500万円以上
	B級	2,500万円未満
舗装	A級	1,500万円以上
	B級	1,500万円未満

(参考) 令和7・8年度等級別区分基準点数

業種	格付	総合点数	資格者数(県内)	資格者数(県外)
土木	特A級	1,780点以上	—	25
	A級	1,120点以上	137	22
	B級	1,055点以上	172	3
	C級	1,055点未満	421	18
建築一式	A級	1,085点以上	57	24
	B級	945点以上	73	0
	C級	945点未満	204	1
	電気設備	A級	990点以上	40
管設備	B級	990点未満	100	12
	A級	965点以上	65	19
舗装	B級	965点未満	169	11
	A級	1,230点以上	61	6
舗装	B級	1,230点未満	358	6

※令和7年6月1日現在
※基準点数については、申請取りまとめ後、全体のバランスを勘案して、令和7年5月の建設委員会で決定。
※格付けを行った後に基準点数を公表。

